



令和5年度

社会福祉法人

南足柄市社会福祉協議会

# がいだんす (業務案内)

- 所在地 : 〒250-0105 神奈川県南足柄市関本 403-2 (南足柄市りんどう会館内)
- Tel(代表) : 0465-73-1575 Fax : 0465-74-3276
- Mail : [soumu@minamisyakyo.or.jp](mailto:soumu@minamisyakyo.or.jp)
- ホームページ : <http://www.minamisyakyo.or.jp>

## ボランティアセンター

Tel : 0465-72-2299  
Mail : [minamivc@muse.ocn.ne.jp](mailto:minamivc@muse.ocn.ne.jp)

## 南足柄あんしんセンター

Tel : 0465-72-2109  
Mail : [anshin@minamisyakyo.or.jp](mailto:anshin@minamisyakyo.or.jp)

## あしがら成年後見センター

Tel : 0465-20-3715  
Mail : [ashigara-kouken@minamisyakyo.or.jp](mailto:ashigara-kouken@minamisyakyo.or.jp)

## ホームヘルパー

Tel : 0465-72-2112 Fax : 0465-71-0377  
Mail : [kaigo@minamisyakyo.or.jp](mailto:kaigo@minamisyakyo.or.jp)

## ケアマネジャー

Tel : 0465-71-2070 Fax : 0465-72-4160  
Mail : [keamane@minamisyakyo.or.jp](mailto:keamane@minamisyakyo.or.jp)

## ワークピアさつき

(就労継続支援B型事業)

Tel : 0465-74-9292  
Mail : [work-pia@clock.ocn.ne.jp](mailto:work-pia@clock.ocn.ne.jp)

## 自立サポートセンタースマイル

(指定特定相談支援事業・  
指定障害児者相談支援事業)

Tel : 0465-71-0189 Fax : 0465-72-0377  
Mail : [smile.happy@way.ocn.ne.jp](mailto:smile.happy@way.ocn.ne.jp)

## 南足柄市岡本地区地域包括支援センター

南足柄市和田河原 598-3  
Tel : 0465-73-1255  
Fax : 0465-73-1211  
Mail : [okhoukatu@minamisyakyo.or.jp](mailto:okhoukatu@minamisyakyo.or.jp)

## 1. 「社会福祉協議会（社協）」の概要

南足柄市社会福祉協議会（以下「社協」と記載します）は、

**「いつまでも健康で 人がつながり支えあうまち 南足柄」**  
を目指しています。

### 【社協の歴史】

南足柄市の社協は、社会福祉事業法第74条の規定に基づいて、昭和32年（1957年）に任意団体として発足し、昭和58年（1983年）に「社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会」として設立認可を受けました。平成12年（2000年）の社会福祉法で、地域福祉の中核的団体として位置づけられました。

### 【組織運営】

社協の組織は、地域から選出された理事(11名)会と事務局によって運営され、その運営状況は、市内の各種団体の代表者(26名)で組織する「評議員会」で決議されるなど極めて公共性の高い組織です。

### 【社協の役割】

社協は、法律や条例等で定められていない（介護事業を除く）「地域福祉活動」を担当しています。（法定の福祉活動は行政（市）が実施しています。）

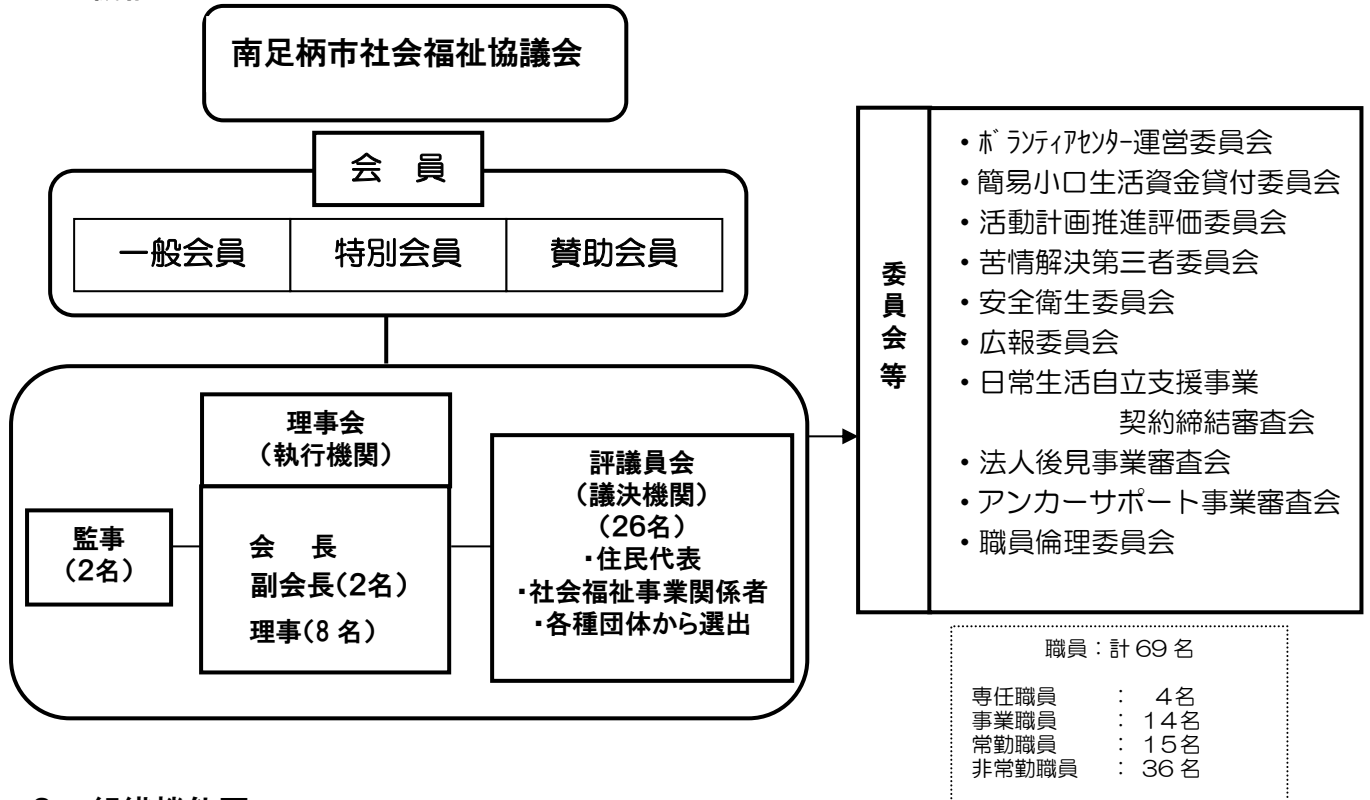
### 【社協の財源】

- (1) 地域住民の皆さまからの会費
- (2) 共同募金からの配分金
- (3) 善意の寄付金
- (4) 行政（市）からの業務委託金及び助成金
- (5) 事業収入等

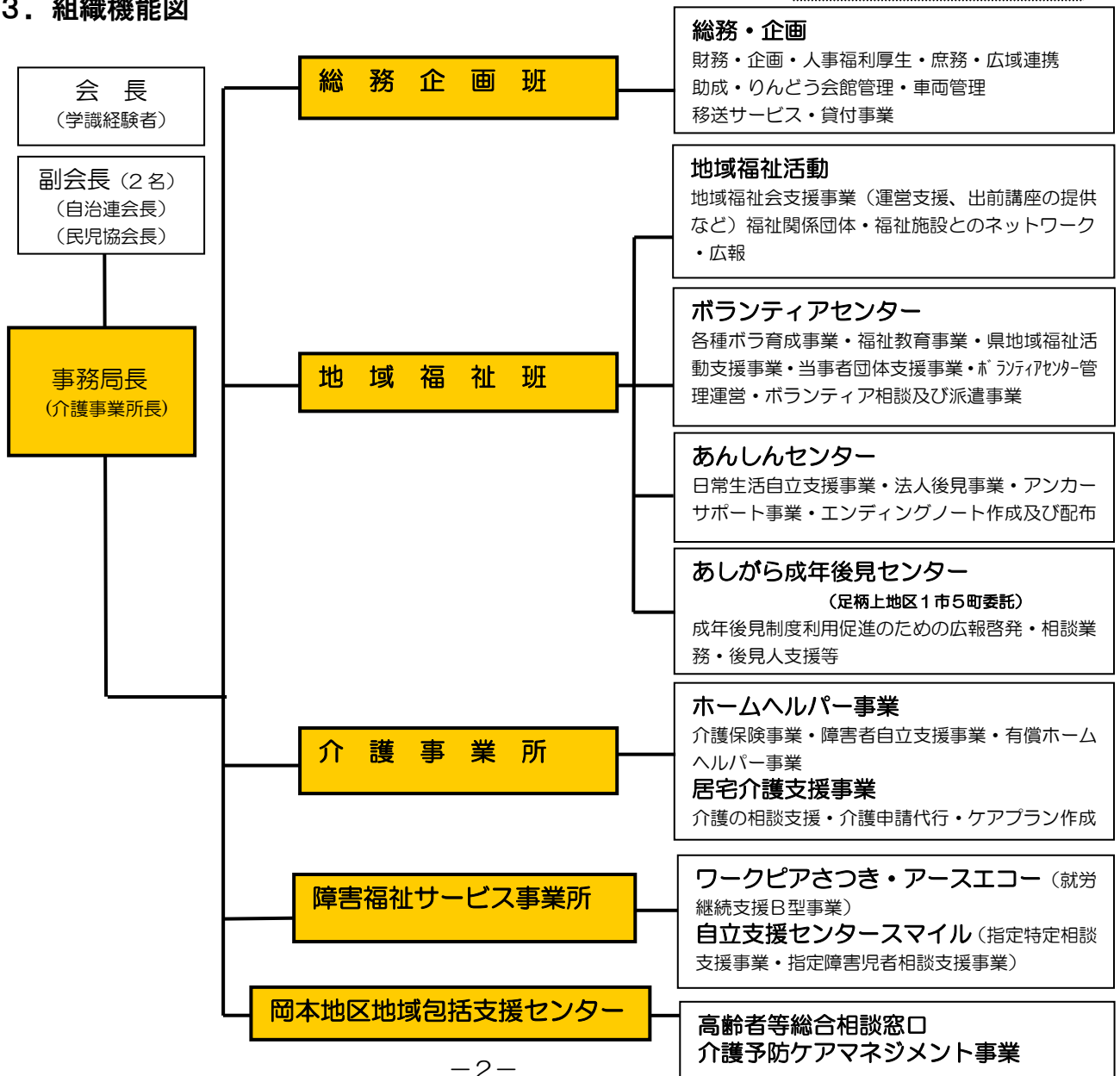
### 【財源の使い道】

- (1) 会費・共同募金配分金
  - ① 法人後見や日常生活支援にかかわるあんしんセンターの事業運営
  - ② 地域福祉会、身体障害者福祉協会、各ボランティアグループなど福祉団体に活動助成
  - ③ 社協地域福祉活動計画推進評価委員会、広報委員会などの委員会活動
  - ④ 小中学生児童への福祉教育、ボランティアの育成・調整などのボランティアセンター運営事業
  - ⑤ 地域福祉会の研修会、講演会などの啓発活動
  - ⑥ 火災風水害見舞、生活困窮者への緊急支援
  - ⑦ 社会福祉大会
  - ⑧ 移送サービス事業（ハンディキャブ事業）
  - ⑨ 社協広報誌の発行
  - ⑩ 事務局運営費
- (2) 善意の寄付金は、社会福祉基金積立と利息運用及び交通遺児の支援金として使用
- (3) 行政（市）からの補助金は、社協事業費・運営費に使用

## 2. 機構図



## 3. 組織機能図



## 4. 社協の主な事業内容

### (1) 地域福祉推進事業

地域内で生活する住民相互の支え合いの環境づくりや、身近な生活の困りごとを助け合う生活支援など、住み慣れた地域で安心して暮らせる活動を支援します。

「34地域福祉会」と「4地区地域福祉会」への支援

- ◆市内地域福祉会活動の活発化と施策の展開
- ◆サロン活動の推進や生活支援活動など新規事業の立ち上げの支援助成
- ◆地域福祉活動が活発な他市町の地域福祉活動組織と交流を図る
- ◆「4地区地域福祉会」の組織運営支援  
役員会、懇談会に出席、活動支援、研修会／講習会開催等の協力

### (2) ボランティアセンター事業

社協のボランティアセンターは、当事者の声を活かし、住民に対して福祉やボランティア活動の第一歩となる社協らしい事業や講座の実施、市内ボランティアグループとの協働による小学校／中学校に対する福祉教育の実施、市内の各地域福祉会活動に支援とサポートを実施しております。また、市内を活動範囲として、地域福祉活動に貢献しているボランティアグループの自主的な活動に対し、必要な経費の一部を助成しております。

#### ◆南足柄で育つ好奇心「寺子屋」事業

地域の中の開かれたゆるやかな活動場所として「車いす探検隊」、「自然観察会」、「手話教室」などの体験型プログラムを学校の長期休暇期間に合わせて実施し、子どもたちの居場所づくりを進めるとともに福祉に関する興味を高めます。

#### ◆食料支援「みなみのお福分け」事業

経済的に困窮する世帯に対し、食料を中心とする支援を行う活動。食料等を寄付提供する活動を“お福集め”、分配を“お福分け”とし、ボランティアとともに運営します。

#### ◆ボランティア養成講座

ボランティア活動を始める方に向け、ボランティア養成講座を開催します。

#### ◆ふれあい出前講座

地域福祉会や自治会、老人クラブ等が福祉研修を開催する場合の補助として講座メニューの中から選択し、その内容に沿って関係団体と協力しながら、地域において講座を開催します。

#### ◆災害ボランティア養成講座

登録されている災害ボランティアや新たに関心があり参加される方を対象に自己研さんを図るための講座を開設します。

#### ◆災害ボランティアセンターの運営

見直しした災害ボランティアセンター運営マニュアルに沿って運営訓練をボランティアや関係団体と協力して開催します。

### (3) あんしんセンター事業

#### ◆日常生活自立支援事業

高齢な方や障害のある方で、自ら福祉サービスの利用や日常生活の金銭管理、財産書類などの管理を行うことに不安がある場合、社協と契約を結び契約内容に従って、専門員・支援員が支援します。

◆法人後見事業

成年後見制度に基づき、高齢な方や障害のある方で、判断能力が十分でない本人に代わり、法的に権限を与えられた成年後見人等が財産管理や身上監護を行います。

◆あんしんセンター講演会（年1回）

成年後見制度や高齢者虐待など、権利擁護をテーマに市民向け講演会を開催します。

◆足柄上地区権利擁護ネットワーク連絡会（年4回）

足柄上地区内(1市5町)の福祉関係機関、福祉施設、行政、社協、弁護士、司法書士等が一堂に会し、福祉事例を通しネットワークの構築を図ります。

※令和2年11月よりオンラインにて開催

◆地域福祉活動支援事業（協働助成事業）

① アンカーサポート相談及び事業

身元保証や死後事務手続きに関して不安を抱える高齢独居や夫婦のみの世帯を対象に、電話や訪問による基本見守りサービスの他、入院入所時の支援、保証、亡くなった後の事務手続き等のサービスを実施します。

② エンディングノート配布事業

南足柄市版エンディングノートを作成し、必要な方や希望する方に対し配付します。

(4) 在宅福祉支援事業

◆ハンディキャブ運行事業（移送サービス事業）

介護認定を受けている方や障害手帳をお持ちの方で、単独で移動が困難であり、公共交通機関（バス・電車）を利用することが困難な方を病院や福祉施設へ送迎します。

◆在宅福祉用具貸出事業(無料)

車いすの福祉機材の貸し出しをします。

◆レクリエーション機材等貸出サービス

かき氷機、ヤキソバ用鉄板など社協が保有する機材の貸し出しを行う他、各自治会や地域福祉会が保有する機材等を社協を介して他団体に貸し出します。

◆認知症家族のつどい(市と共催)

毎月1回、認知症の方を介護する家族の情報交換、学習の場を提供します。

(5) 介護支援事業

●ホームヘルパー

◆訪問介護サービス事業

介護保険で認定された方に対して、ホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助を行います。

◆障害福祉サービス事業

身体・知的・精神障害・難病の方で、日常生活に困難な状況がある場合（市で認定された方）に、ホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助などを行い、視覚障害者には、同行援護(ガイドヘルプサービス)を行います

◆委託事業(地域生活支援事業)

身体・知的障害の方が、外出に介助が必要な場合、ヘルパーを派遣し外出の支援をします。

◆有償ヘルパー事業

介護保険の対象にならないサービスを有償で実施します。

## ●ケアマネージャー

### ◆居宅介護支援事業

要支援、要介護と認定された方について、介護支援専門員（ケアマネージャー）がケアプランを作成し、自立した生活に向けて支援します。

## （6）障害福祉サービス事業

### ◆就労継続支援B型事業（ワークピアさつき・アースエコー）

日中活動を通じて就労訓練や生活習慣の改善など、個別支援計画を作成し、利用者本人のニーズに寄り添う支援をします。

### ◆指定特定相談支援事業・指定障害児者相談支援事業（自立サポートセンタースマイル）

障害福祉サービスを利用している方の支援計画を作成する。定期的に体調面、生活習慣、利用状況等を振り返り、必要に応じて福祉サービスの調整等を行っていきます。

### ◆精神障害者地域移行・地域定着支援事業（県委託事業）

精神障がいにより長期入院をしている患者に対する支援及び、精神障がいについての理解に向けた普及啓発活動を、精神障がいを持つ方(当事者)がピアサポーターとして行っています。

## （7）市からの委託事業

### ◆指定管理者事業

公共施設の指定管理者として、りんどう会館全般の管理運営に関する事業を行います。

### ◆南足柄市岡本地区地域包括支援センター運営

岡本地区の高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを市より受託し、市や関係機関と連携しながら高齢者や障害者など地域住民の健康と安心のため、相談業務を行います。

### ◆生活支援コーディネーター（第2層）運営

南足柄市より、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続できるよう、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスのコーディネート機能を有する者「生活支援コーディネーター」を配置し、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る事業を行います。

### ◆あしがら成年後見センター運営

必要に応じて成年後見制度等の権利擁護に関する支援を適切に利用できる仕組みづくりを進めるほか、法律専門職や福祉関係者、家庭裁判所等とネットワークを構築し、高齢者や障害者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮せる地域づくりを進める事業を行います。

## （8）県社会福祉協議会委託事業

### ◆生活福祉資金貸付事業

市内在住の人で、生活が困窮している世帯または障害者世帯に対して低金利で資金を貸し付けます。

## （9）法外援護事業

### ◆簡易小口生活資金貸付事業

不測の事態により、一時的に生活が困難な市内在住の世帯に対して、5万円を限度に貸し付けします。

## (10) 共同募金事業

社会福祉法人神奈川県共同募金会の「南足柄市支会」の事業として、毎年10月1日から12月31日まで、自治会、民生児童委員、ボランティア、中学校生徒などの協力を得ながら、街頭募金、戸別募金、法人募金、職域募金などの募金活動を実施します。

## (11) 災害見舞金支給事業

火事、風水害で家屋が全焼/全壊、半焼/半壊または死亡/負傷した世帯へ見舞金を給付します。

## (12) 福祉団体助成事業

福祉関連団体に対して、福祉活動費の一部として助成金を交付し、または団体の事務局業務をサポートして活動の充実と活発化を図ります。

### 【助成金交付団体】

- ・民生児童委員協議会・老人クラブ連合会・身体障害者福祉協会
- ・手をつなぐ育成会・地域福祉会・ボランティア協会・各ボランティアグループ

計47団体

### 【団体事務支援】

- ・市内で活動する福祉団体等に対し事務を行います。
- ・身体障害者福祉協会・更生保護女性会・ボランティア協会

計3団体

## (13) 広報啓発事業

- ・広報誌「社協みなみあしがら」年4回発行
- ・「かわら版」3ヶ月に1回発行
- ・社協「がいだんす業務案内」の発行
- ・社会福祉に関する啓発行事の開催（社会福祉大会、地域福祉研修会等の開催）
- ・ホームページによる広報
- ・SNSを活用した情報提供

## (14) 広域連携事業

足柄上地区社協連絡会の開催

5町（中井町～開成町）の社協と連携をし、広域的な研修、事業等の取り組みを図ります。

## 5. 社協主要財源

- ・会員会費（一般会費600円/口・特別会費1,000円/口・賛助会費5,000円/口）
- ・共同募金配分金（含・年末助け合い募金）
- ・寄付金
- ・県社協受託金
- ・市受託金及び助成金
- ・事業収入等

## 6. 沿革

年 月 日	内 容
昭和26年 3月29日	社会福祉事業法施行
32年 12月 1日	南足柄町社会福祉協議会（任意団体）として発足
57年 5月15日	深瀬源次郎翁（飯沢）のご妻女キク様より社会福祉事業資金として多額の寄附を頂き、この功績を称え関本の長福寺の境内に顕彰碑を建立
58年 2月17日	「社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会」として設立認可
同年 4月 1日	「社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会」として業務開始
60年 6月10日	社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会の「発展基本計画策定委員会」発足
61年 3月 7日	「発展基本計画（第1次計画）」答申
同年 4月 1日	「発展基本計画（第1次計画）」の前期計画執行開始
同年 4月 1日	各自治会単位で「地域福祉推進協議会組織」が発足した（29自治会内）
平成 2年 6月29日	社会福祉事業法及び関係8法の改正
同年 12月20日	発展基本計画（第1次計画）後期見直しのための「策定委員会」発足
3年 3月30日	発展基本計画（第1次計画）後期計画答申
同年 4月 1日	発展基本計画（第1次計画）後期計画執行開始
同年 8月01日	ハンディキャブ事業を開始（1台体制）
5年 3月31日	在宅福祉活動検討委員会答申
同年 4月 1日	ボランティアセンター開設
同年 4月 1日	ホームヘルパー派遣受託事業開始
同年 5月 1日	ハンディキャブ事業2台体制開始
同年 5月 1日	厚生省より「国民の社会福祉に関する活動への参加促進を図るための措置に関する基本的な指針」告示
6年 5月 9日	「地域福祉活動計画策定委員会」発足
8年 3月28日	地域福祉活動計画答申
同年 4月 1日	地域福祉活動計画（第2次計画）施行開始
	「本市における地域福祉元年として小地域の福祉活動を重点的に推進」
同年 4月 1日	ハンディキャブ事業3台体制開始
9年 6月 1日	社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会顧問の配置
10年 4月11日	市内34自治会に小地域福祉活動組織「地域福祉会」が発足
同年 4月22日	市内4地区（北足柄、南足柄、福沢、岡本）の福祉協議会発足
同年 5月15日	財政検討委員会発足
11年 2月26日	財政検討委員会答申
同年 3月31日	地域福祉活動計画 後期実施計画 策定委員会発足
12年 4月 1日	介護保険制度開始
同年 4月 1日	訪問介護サービス事業所 開設
同年 4月 1日	南足柄市高齢者保健福祉計画 開始
同年 6月 7日	社会福祉事業法改正により「社会福祉法」 施行
同年 9月 1日	生きがいデイサービス事業受託
13年 3月23日	地域福祉活動計画 後期実施計画 答申
同年 4月 1日	地域福祉活動計画 後期実施計画 執行開始
同年 4月 1日	ハンディキャブ事業の一部委託 実施
14年 3月 5日	地域福祉活動計画 推進委員会 発足
同年 4月 1日	居宅介護支援事業 開始
同年 10月22日	地域福祉活動計画 推進委員会 答申
15年 4月 1日	支援費制度 開始
同年 5月25日	役員・評議員定数改定による新体制発足
16年 7月27日	「地域福祉活動計画（第3次）」策定委員会発足
17年 6月20日	財政検討委員会発足（自主財源確保の方策諮問）
18年 3月27日	財政検討委員会答申
同年 3月28日	「地域福祉活動計画（第3次）」答申
同年 4月 1日	地域福祉活動計画（第3次計画）施行開始
同年 4月 1日	介護保険法一部改正施行、障害者自立支援法施行
19年 3月 6日	地域福祉活動計画第三者評価委員会発足
20年 4月 1日	訪問介護サービス事業、居宅介護支援サービス事業の更新
21年 4月 1日	介護保険法等介護報酬一部改正
25年 6月 1日	南足柄あんしんセンター 開設
27年 4月 1日	岡本支所開設・市より南足柄市岡本地区地域包括支援センター受託



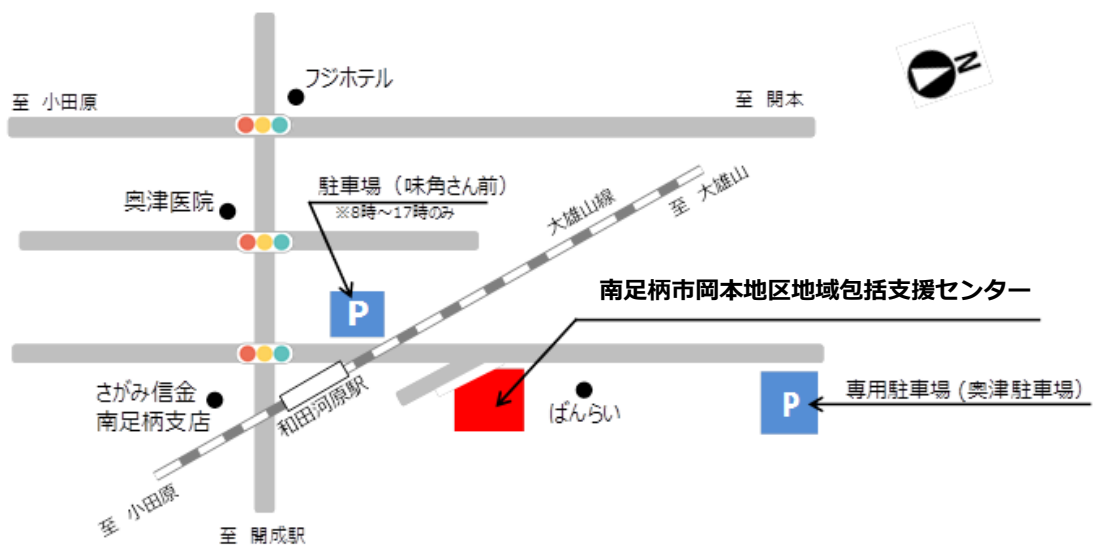
年 月 日	内 容
28年 3月 4日	地域福祉活動計画（第4次） 答申
28年 4月 1日	地域福祉活動計画（第4次） 施行開始
29年 2月 3日	地域福祉活動計画推進評価委員会発足
31年 4月 1日	市より生活支援コーディネーター（第2層）受託
令和 元年10月 1日	ワークピアさつき（就労継続支援B型事業）、自立支援センタースマイル（指定特定相談支援事業・指定障害児者相談支援事業）を（社福）南足柄さつき会より事業譲渡
3年2月25日	地域福祉活動計画（第5次） 答申
3年4月 1日	地域福祉活動計画（第5次） 施行開始
4年4月 1日	市よりあしがら成年後見センター受託
4年7月 1日	あしがら成年後見センター開所

## 【社協案内】



- 大雄山駅より徒歩約7分
- 東名大井松田 IC から車で約15分

## 【岡本地区域包括支援センター案内】



- 和田河原駅より徒歩約1分